

昭和二十五年法律第二百二号

水路業務法

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 水路測量及び海象観測の実施等（第六条—第二十条）
- 第三章 水路測量及び海象観測の成果（第二十一条—第二十五条）
- 第四章 水路に関する業務の受託（第二十六条）
- 第五章 削除（第二十八条—第三十条）
- 第六章 罰則（第二十八条—第三十条）
- 附則 第一章 総則（目的）
- 第二章 水路測量の実施方法の勧告（水路測量の実施方法の公示）
- 第三章 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前条の規定により許可を受けた者に対する水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。
- 第四章 海上保安庁長官は、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。第六条の規定による許可をしたときも同様とする。
- 第五章 海上保安庁の職員は、第一項の規定により土地又は水面に立ち入ることができる。ただし、これらの者は、この限りでない。
- 第六章 都道府県知事は、漁業法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第五十七条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたとき、又は同法第六十九条若しくは第七十六条第一項の規定により、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁業の免許をしたときは、次に掲げる事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。
- 第七章 船長は、船舶を正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させなければならない。
- 第八章 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。
- 第九章 都道府県知事は、漁業法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第五十七条第一項若しくは第二項の規定により、国土交通大臣の指定する漁業の許可をしたとき、又は同法第六十九条若しくは第七十六条第一項の規定により、定置漁業若しくは国土交通大臣の指定する共同漁業の免許をしたときは、次に掲げる事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。
- 第十章 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料提出を求めることができる。
- 第十一章 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めることができる。
- 第十二章 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測のため必要があるときは、船上に立入ることを認められる。
- 第十三章 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所で水路測量を実施する場合には、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することが困難である場合にあっては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。
- 第十四章 海上保安庁の職員は、離島又はこれに類する場所で水路測量を実施する場合には、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。
- 第十五章 前三条の規定による立入又は伐除による損失を生じたときは、国は、その所有者、占有者又は占用者に対して、相当の価格により、その損失を補償しなければならない。
- 第十六章 前項の訴えにおいては、國を被告とする。
- 第十七条 海上保安庁又は第六条の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。
- 第十八条 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させなければならない。
- 第十九条 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。
- 第二十条 船長は、船舶を正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させなければならない。
- 第二十一条 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。
- 第二十二条 第六条の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。
- 第二十三条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を

- 第一項 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もつて海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。
- 第二項 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。
- 第三項 この法律において「海象観測」とは、潮流、海潮、波浪、海水及びこれらに関連する諸現象の観測をいう。
- （水路測量）
- 第四条 この法律において「水路図誌」とは、他の水路、潮汐表、灯台表、航用諸曆及びその他の水路に関する図誌をいう。
- （航空図誌）
- 第四条の二 この法律において「航空図誌」とは、航空図、航空曆及びその他の航空に関する図誌をいう。
- （水路測量標）
- 第五条 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第六条の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。
- 第六条 水路測量標の種類及び形状は、国土交通省令で定める。

- （資料又は報告の提出の要求）
- 第十一条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料提出を求める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第
九五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日)